

○財務省告示第三百七十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十六年十一月二十五日に発行した利付国債
 の発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十六年十二月十日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百五回、第三百六回及び第三百七回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六	発行額	額面金額で三千九百九十九億円
七	払込金額	四千二百四十九億二千六百十八万円
八	最低額面金額	五万円

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
(利付国庫債券 第十三年七回)	一・三%	平成三十三年三月二十二日	七百三十億
(利付国庫債券 第十三年六回)	一・四%	平成三十三年三月二十二日	千億
(利付国庫債券 第十三年五回)	一・三%	平成三十三年二月十一日	二十七億二千二百六